

第十六部

第一回 參議院財政及び金融委員會會議錄第四十三号

(五八六)

付託事件

- 酒類配給公團法案(内閣提出)
- 物價引下運動促進に関する陳情(第九号)
- 製塩事業保持対策樹立に関する陳情(第十九号)
- 織物の價格改訂に関する陳情(第二十八号)
- 少額貯金及び各種團體預金封鎖解除に関する陳情(第五十二号)
- インフレ防止に関する陳情(第七十一号)
- 電氣税復活反対に関する請願(第四十三号)
- 會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 低物價政策上官営事業料金の値上げ反対に関する陳情(第九十号)
- 連合軍兵舎並びに宿舍建設用木材前受金の第二封鎖解除に関する陳情(第二百一十一号)
- 賠償税の新設に関する請願(第一百十八号)
- 中古衣類の公定價格を廢止することに関する請願(第二百二十八号)
- 企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願(第四百十号)
- 中古衣類の公定價格制度を廢止することに関する陳情(第二百三十三号)
- 會計検査人法制定に関する請願(第二百二二号)
- 非戦災者特別税に関する陳情(第三百三十一号)
- 政令第七十四号中憲法違反の條項に関する請願(第二百五十七号)
- 自給製塩制度存続に関する請願(第二百九十一号)
- 戦死者遺族を非戦災者特別税課税外とするに關する陳情(第三百八十一号)
- 庶民銀行設立促進に関する陳情(第三百九十一号)
- 通貨発行審議會法案(内閣提出)
- 經濟力集中排除法案(内閣提出、衆議院送付)
- 物品税免稅点の引上げ等に関する請願(第三百二十八号)
- 今次日立鉾山地区の水害復旧特別融資等に関する陳情(第四百二二号)
- 金屬鉾山事業を經濟力集中排除法案中より除外することに關する陳情(第四百十五号)
- 戦死者遺族を非戦災者特別税の課税外とするに關する陳情(第四百十八号)
- 企業整備に関する陳情(第四百十九号)
- 自給製塩制度存続に関する陳情(第四百二十九号)
- 旧軍用施設並びに敷地の無償交付に関する請願(第三百五十一号)
- 生業資金貸付に関する請願(第三百六十二号)
- 庶民金融機構の確立に関する請願(第三百七十二号)
- 木材業者の水害復旧費に対する融資並びに國庫補助に関する請願(第三百八十号)
- 天日製塩実施に関する陳情(第四百六十二号)
- 經濟力集中排除法案に関する陳情(第四百八十一号)
- 自給製塩制度存続に関する陳情(第四百九十二号)
- 企業再建整備法の改正に関する陳情(第五百六号)
- 物品税免稅点の引上げ等に関する陳情(第五百十三号)
- 企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 物約せる耕地の公租公課に関する請願(第四百六十八号)
- 昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案(内閣提出)
- 印紙等模造取締法案(内閣提出)
- 持株会社整理委員會令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 北海道に在動する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案(内閣提出)
- 政府に対する不正手段による支拂請求の防止に関する法律案(内閣提出)
- 財政法第三條の規定の特例に関する法律案(内閣提出)
- 接収家屋の地租家屋税等に関する請願(第五百八号)
- 經濟力集中排除法案より電氣事業を除外することに關する請願(第五百三十六号)
- 竹材加工業に関する陳情(第五百八十五号)
- 財閥同族支配力排除法案(内閣提出)
- 食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 關稅法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 食糧の輸入税に免除する法律案(内閣提出)
- 慈善事業團體のため臨時資金調整法及び相続税法等を改正することに關する請願(第五百四十一号)
- 戦死者遺族を非戦災者特別税課税外とするに關する陳情(第五百九十四号)
- 薪炭需給特別會計の廢止に関する陳情(第五百九十七号)
- 北海道留萌支廳管内の旧御料林拂下げに関する陳情(第六二二号)
- 昭和二十二年十一月二十九日(土曜)午前十一時二十一分開會
- 本日開會に付した事件
- 企業再建整備法等の一部を改正する法律案
- 委員長(黒田英雄君) これより本日の會議を開きます。本日は企業再建整備法等の一部を改正する法律案を議題にいたしまして、質疑を続行いたしました。と存じます。御質問の御座います方は御質問をお願いいたします。
- 政府委員(伊藤隆君) 企業再建整備法に基く整備計画の提出期限につきましては、只今御審議を願っており、企業再建整備法等の一部を改正する法律案の御制定を待つてゐる次第であります。再三期限を延長いたしました。
- 委員(黒田英雄君) 十一月一ぱいということになって、明日で期限が切れるのでありますから、再び、これは何回目の延長になりますか、何度も延長いたしました。十二月十五日までに整備計画を出すようにということに今日施行規則に基づきまして告示をいたす予定になつております。施行規則の改正をいたすことになつております。ただこれは十一月一ぱいというのを、十二月十五日までに延長いたしましたけれども、只今御審議を願つております。企業再建整備法案の成立を待ちまして、その法律案の内容を会社が盛り込んで整備計画を提出いたすことになり、ますので、甚だ恐縮でございますが、できるだけ早く成立して頂きたい。ならば、これをできるだけ早く公布をいたしまして、会社がそれに基きまして整備計画を出すことになり、ますので、期限を延長いたしますことを御報告いたしますと共に、御審議をお願いいたします。と思ひます。
- 西川五郎君 この企業再建整備法の第五條の企業整備の整備計画の問題であります。提出に際しましては、「特別経理株式会社の特別管理人は、命令の定めるところにより、整備計画を立案し、命令の定める期間内に、主務大臣の認可を申請しなければならぬ」というのであります。これと共に第十四條に「第五條第一項の規定による認可を申請したときは、遅滞なく第六條第十号に掲げる事項を公告し、且つ当該整備計画を記載した書類を當

該会社の本店及び支店に備へ置き、利害関係人の開覧に供しなければならぬ。』といふのであります。そういったと、今度加えられますところの第十三條の二であります。この利害関係人が反対意見の開陳があつたときには特別管理人はその反対意見を附記してやらなければならぬといふのであります。この第五條によると、第十四條と違ひまして、どうしてこの利害関係人がこの整備計画を見るかという問題が起つて来ると思ひます。第五條によりますと誰にも見せないでも特別管理人はこれを開覧して、そして主務大臣の認可を申請するといふのであります。その次の第十四條にある若しも利害関係人がその異議を申立てることができた場合にはといふことは、これは第十四條に當て嵌めるのであります。が、反対意見は整備計画が実際に利害関係人に見られないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(伊原隆吉) 只今お尋ねの整備計画に対する異議の申立につきましては第十四條がありまゝです。利害関係人の開覧に供するからそれを見て異議の申立等ができるが、今度の十三條の二の意見は附けるといふやうなことは、何にも見ないから分らないじやないかといふお思召しかと思ひますが、それは今度の十三條の二といひましたのは、利害関係人から特別管理人に對しまして文書によつて整備計画にどういふことを盛り込んで欲しいといふことを申出でればよいのであります。整備計画を見た上で、それに対してどういふことよりは、整備計画にどういふことを書いて欲しいといふことを、特別管理人に申出でて貰へばいいといふことになつております。若しそれが適當であると思ひました中に盛り込んで出しますし、意見が合ひませんでしたら、その意見の内容はちやんと文書で特別管理人が書いて、そして主務大臣の方へ出さなければならぬ。こういうことになつておるわけでありまして。

○本村八郎君 それに開陳いたしまして、成る程特別管理人は整備計画について、例えば労働組合などと意見が一致しない場合には、組合の見解を裏面添附することになつておる。そういう点はこれまでのあれよりは進歩したものだと思ふのです。併しながらそれではまだ非常に不徹底なようであり、実際にいへば我々も組合から陳情を受けるのですが、八月二十七日附の商工省総務局通牒の中にある、特別管理人は整備計画につき組合側と十分に相談すべき旨、そういうことがあるのであります。これを法制化してはつきりというふうにして貰へないものか。組合側からそういうことの相当地望があるものであります。それからどうしてそうかといふと、この通牒の指導方針は今日に至るまで徹底していない。多くの会社が言を左右にして、整備計画に關して会社側は組合側になか／＼示さないといふ実情なんです。従つてこれをはつきり法制化して欲しいといふ要望が組合側にあるのです。尙整備計画は本支店の外に、各工場にも備付けるといふふうにして頂かないと、折角組合側が整備計画について参加し得るようになったのに、組合において大衆討論ができない。そういう不便があるのであります。先ずこの点について、まだ他にも質問があるのであります。お伺ひしたい。

○政府委員(伊原隆吉) 只今の商工省の総務局長からの通牒の趣旨につきましては御尤もなものであります。今度十三條の二を入れますにつきましても、いろいろ議論がありまして、大体これに落ち着いたものであります。この規定も入りまじることでありまして、こういう規定が入つておる。こういう機会があるといふことについて、一層徹底を組合側からもまして頂きまして、運用して行つたらどうか。特に意見を聴かなければならぬといふふうなことを法律に書くのもいゝかといふことで、この規定が入りましたわけでありまして、組合側に対してこの規定のあります趣旨を、十分に徹底して頂くといふことで、運用をされて頂けないかと思ふのであります。それから第二点の工場の所在地に整備計画を示すといふ問題であります。大きな工場のあるところは大体支店とか出張所になつておるんじやないかと思ひます。そういうふうな場合には整備計画がその意味におきまして、工場ごとに置くといふ意味でなくて、本支店……支店といふ意味で大体置かれるんじやないかと私共も思つておるわけでございます。

○西川五郎君 この第十三條の第三項或いは第十四條に利害関係人の反対意見、或いは異議の申立といふやうな問題が相當起つて参りますから、これを主務大臣において簡単にとは申しませんが、主務大臣としておやりになるのであります。大体これはどういふ方々がこの審議に當りになるのでしょうか。勿論この問題は相當、整備計画は重大なる問題でありますから、これに對して私は或いは諮問機関とか、或いは審査機関といふものをお作りになるのが妥當でないかといふやうな気がいたしますが、いかがでありますか。

○政府委員(伊原隆吉) この企業再建整備法の所管大臣と申しますのは、御存じのように各産業の、例えば電気事業でございまして商工大臣、農林関係の事業でございまして農林大臣、運輸でございまして運輸大臣、それから大蔵大臣といふことに相成つております。申請の審査に當りましては、今お示しの通り、企業再建整備法の第四十五條に、企業再建整備委員会といふものに諮問することになつております。この企業再建整備委員会と申しますのは今内閣にありまして、安定本部長官が……総理大臣が会長になりまして、各界の権威が入りました委員会でございます。その委員会が重要な意見は決定する、こういう仕組みになつておるわけでございます。法律の四十五條に委員会に諮問することを要すると、企業再建整備法第四十五條にあります。

○本村八郎君 先程提出期限の延期のお話がありましたが、併しこれは我々としては十五日よりも少し長く延期する必要があるんじやないかと思ふのですが、今度の改正案ができて初めて労働者の発言権が容認されるのであります。それによつて組合側の対策審議の期間といふものはどうしてもしなくてはならぬので、この期限をもう少し延ばすといふことは、十分に整備計画を検討する余裕を與えたいといふことになるので、折角労働組

合側の発言権を認めながら、非常にその間に検討する期間が短いといふのは、趣旨に副わないのでないかと思ふのですが、これをもう少し延ばすわけに行かないのでしょうか。

○政府委員(伊原隆吉) 只今のお話、御尤もなことでございます。実はこの整備計画の提出期限につきましては、これはもう何度延ばしましたか、四、五回延ばしましてここに至りましたので、従ひまして再建整備といふことが非常に遅れ／＼になつておるわけでございます。何とかしてこの整備は早くしなければならぬといふことがあります。一方今お示しのようになつて、期限が短過ぎるという考え方もございまして、そういうふうな場合におきましては、止むを得ない場合には一ヶ月間整備計画の提出期限を延ばし得る規定がございまして、どうして止むを得ないときには一ヶ月間延ばしまして、一月の十五日までに提出せよといふことに相成つております。ただ何としまして、できるだけこの再建整備といふことを急ぎませんと、会社の方も不安であり、新事業のスタートもできませんので、官廳側も日本銀行、大蔵省、商工省、各官廳ともこの改正法の趣旨を、御審議を一方願ひながら、各方面を通じて決定をさせるように以前から努めておるわけでありまして、或いはそつちの方の趣旨の決定を俟つて止むを得ない場合だけは、一ヶ月待つていふことにはいたしたいと思つております。

○西川五郎君 今本村さんの仰しやつたお話ですが、この労働組に、この第五條から見れば相談をする必要もない

合側の発言権を認めながら、非常にその間に検討する期間が短いといふのは、趣旨に副わないのでないかと思ふのですが、これをもう少し延ばすわけに行かないのでしょうか。

○政府委員(伊原隆吉) 只今のお話、御尤もなことでございます。実はこの整備計画の提出期限につきましては、これはもう何度延ばしましたか、四、五回延ばしましてここに至りましたので、従ひまして再建整備といふことが非常に遅れ／＼になつておるわけでございます。何とかしてこの整備は早くしなければならぬといふことがあります。一方今お示しのようになつて、期限が短過ぎるという考え方もございまして、そういうふうな場合におきましては、止むを得ない場合には一ヶ月間整備計画の提出期限を延ばし得る規定がございまして、どうして止むを得ないときには一ヶ月間延ばしまして、一月の十五日までに提出せよといふことに相成つております。ただ何としまして、できるだけこの再建整備といふことを急ぎませんと、会社の方も不安であり、新事業のスタートもできませんので、官廳側も日本銀行、大蔵省、商工省、各官廳ともこの改正法の趣旨を、御審議を一方願ひながら、各方面を通じて決定をさせるように以前から努めておるわけでありまして、或いはそつちの方の趣旨の決定を俟つて止むを得ない場合だけは、一ヶ月待つていふことにはいたしたいと思つております。

○西川五郎君 今本村さんの仰しやつたお話ですが、この労働組に、この第五條から見れば相談をする必要もない

合側の発言権を認めながら、非常にその間に検討する期間が短いといふのは、趣旨に副わないのでないかと思ふのですが、これをもう少し延ばすわけに行かないのでしょうか。

○政府委員(伊原隆吉) 只今のお話、御尤もなことでございます。実はこの整備計画の提出期限につきましては、これはもう何度延ばしましたか、四、五回延ばしましてここに至りましたので、従ひまして再建整備といふことが非常に遅れ／＼になつておるわけでございます。何とかしてこの整備は早くしなければならぬといふことがあります。一方今お示しのようになつて、期限が短過ぎるという考え方もございまして、そういうふうな場合におきましては、止むを得ない場合には一ヶ月間整備計画の提出期限を延ばし得る規定がございまして、どうして止むを得ないときには一ヶ月間延ばしまして、一月の十五日までに提出せよといふことに相成つております。ただ何としまして、できるだけこの再建整備といふことを急ぎませんと、会社の方も不安であり、新事業のスタートもできませんので、官廳側も日本銀行、大蔵省、商工省、各官廳ともこの改正法の趣旨を、御審議を一方願ひながら、各方面を通じて決定をさせるように以前から努めておるわけでありまして、或いはそつちの方の趣旨の決定を俟つて止むを得ない場合だけは、一ヶ月待つていふことにはいたしたいと思つております。

○西川五郎君 今本村さんの仰しやつたお話ですが、この労働組に、この第五條から見れば相談をする必要もない

合側の発言権を認めながら、非常にその間に検討する期間が短いといふのは、趣旨に副わないのでないかと思ふのですが、これをもう少し延ばすわけに行かないのでしょうか。

にこういふことを書いて欲しいといふことを、特別管理人に申出でて

において大衆討論ができない。そういう不便があるのでありますが、先ずこ

方々がこの審議に当りになるの、十分は整備計画を検討する余裕を與え

るといふことになるので、折角労働組

し、又見せる必要もないと思ひます
が、もう一遍繰返して……第五條で
すね。特別管理人が自分で作つて、そ
うして提出すればそれでよいことにな
つております。見せるという條文はち
つとも入つておりません。ながら反対意
見というだけでありまして……それは
違法にならないと思ひます。

○政府委員(伊原隆憲) お示しの通り
純法律的に申しますと、見せないで出
してしまひましたも効力は無効とか何
とかいふことはございせんが、二つ
の問題がございまして、第一点は十三條
の二という規定が加はりまして、そう
して整備計画の認可を申請する場合に
おいては特別管理人に對しまして、意
見を文書によつて表明ができる。そう
して若し特別管理人が採択しませんでした
も、その意見はつけて出さなければなら
ない。こういうふうに十三條の二で
なつておりました、出さなければなら
ないことになりました。それからその出
しました上で、全然違つた、意見の違
つたものであるならば、さつきお示し
の規定に、第何條であつたか、によ
つて今度は異議の申立をすることが
できることになつております。そのと
きには示さなければならぬことにな
つておりますから、両方の規定の運用
でうまく参る。こう考へております。

○木村八郎君 その点は只今の問題
で指摘されたように、運用においてや
るというところになるわけですが、この
点はやはり相当徹底して頂かないと折
角労働組合の發言權を認めることが失
われる危険が相当あると思ひます。
そこで相当心配してゐる／＼要求があ
るわけだと思ひます。この点は
は早急にこの点を 本來ならば、特別

管理人は整備計画について組合と十分
に相談すべきであるといふふうに法制
化して貰へば一番よいのです。できな
いとすればその運用においては十分に
この点趣旨が徹底するように一つして
頂かないと、結局効果が挙らないので
はないかと思ひますが、この点十分運
用において御考慮願ひたいと思ひま
す。

○政府委員(伊原隆憲) 初めのこの趣
旨の徹底につきましては関係、この企
業再建整備法の所管大臣であります各
産業の諸官廳ともよく相談をいたしま
して、御趣旨のあるところを遺憾ない
ようにいたしたいと思ひます。

その方は問題は起らないのではない
か、こう思われるのであります。その
後引き續きまして、例へば現在計めた
人はどうなるかという問題でございま
すが、その現在計めた人につきま
しては、この八月十一日以後三ヶ月間、
つまり十一月の十一日までの分と、そ
れからその以後の分とを按分計算いた
しまして、十一月十一日以前の分はこ
の大蔵省厚生省令第一号によりまして
計算しまして、いわゆる旧債権になり
ます。そうしてその中一万五千円まで
が優先弁済を受ける。それからその後
の分につきましては、新勘定の方にな
るといふことでありまして、多分お示
したのはこの厚生省令の中のこのゴタ
ゴタした規定で、指定時現在において
その経理会社が退職金規定を持つてい
ない場合には、指定前三ヶ月間の一ヶ
月平均月収額に、勤続期間一年につき
一ヶ月平均月収額の二分の一に相当す
る金額を加えた金額、但しその金額が
本人五百円、扶養家族一人につき五百
円の割合で計算した割合の金額に達しな
いときは、本人五百円、扶養家族一人
につき五百円の割合で計算した金額、こ
の但し書の五百円とか五百円とかいうの
はおかしいやないかというお話しや
ないかと思ひますが、これは、但書の
方が實際はもう動きませんで、このも
との方の、勤続期間一年につき一ヶ月
平均月収額の二分の一に相当する金額
を加えた金額、この方が大きくなつて
おりますから、但書は實際動きません
で、もとの方の規定で行くといふこと
で解決しておるのではないかと私共思
つておるわけでございます。

○木村八郎君 第二会社の新勘定の
債務の問題なんです、整備計画の提

出期限が幾度も延びた、又延びるとい
うことと、それから最近の経済情勢の
変化によつて各企業の新勘定には相当
大きな負債が生じておるといわれてお
りますが、この新勘定の負債を第二会
社が引継ぐとなると、その第二会社の
負担は相当大きくなるから、第二会社
は新会社の負債を引継がないような措
置がとれないかどうか、その点につ
いて伺ひたい。

○政府委員(伊原隆憲) この会社経理
應急措置法と、それから企業再建整備
法に基きました精神といふものは、昨
年の八月十一日現在にいたしまして新
勘定と旧勘定を分ける。そうして新勘
定の方には、今後生産に必要な設備と
資材、それから人員を分けまして生産
に邁進する。そうして旧勘定の方は整
理をして行く、こういう趣旨で昨年の
八月十一日現在から實際的には第二会
社がもうスタートしたように生産に邁
進させたい。補償の打切りとか何とか
いうことに禍ひされたいので生産に邁進
するようにさせたいといふのが趣旨で
ございまして、ところがさういふふうな
場合におきまして必要なことは、生産
に必要な資金を銀行が出してくれとい
うことではなければ、新勘定がうまく
動かないといふことではありまして、
で、新勘定に對します新しい貸附に
つきましてはあらゆる保護を加えて参
りましたわけでありまして、例へば旧勘
定から移しました設備等に対する担保
が消えて新勘定の債権の担保になり得
る。それから只今仰せの新勘定に貸出
します債権といふものは第二会社に引
継ぐんだと、さういふことで新勘定に
金を貸せるようにいたしまして生産を
挙げたい、さういふふうに骨折つた規

定があるのであります。従ひまして只
今の段階になりまして、あのときはさ
ういふ約束で金を渡したが、新勘定の
債務は置いてきばりにするといふこと
は到底できないことではございまして
で、新勘定の債務は引継ぐと、さうい
うことにしなければならぬと思つて
おるわけでありまして。

○木村八郎君 最後について伺ひたい
のですが、この再建整備委員会におけ
る労働代表の割合であります、労働
組合側としては現在の割合によりもつ
と労働代表の数を増加して欲しい、さ
ういふ希望があるのですが……、そ
の点について伺ひたいのです。

○政府委員(伊原隆憲) 先程他の委員
からのお尋ねもありましたが、重要な
事項は企業再建整備委員会に諮ること
になつております。その委員会の構成
につきましては各方面から御要望が
ございまして、産業界五、それから
金融界五、労働関係五、それから学識
経験者三といふふうに変更することに
なつて、私の記憶では人選に着手し
て大体終つておるのではないかと思
うのであります。前は労働関係の方は二
人といふことでありましたが、五・
五・五・三といふことになりました、
相当御要望の趣旨に副うようにいたし
たのではないかと、さう考へておりま
す。尚申し落しました、今のは第一
部会の方で、委員会全体といたしまし
ては委員が五十名の中、労働関係十一
といふことであります。

○委員(黒田英雄君) 他に御質問が
ございせんか、御質問がなければ質疑
は終了といたして御異議ございせん
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。質疑は終了いたしました。直ちに討論に入つて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではこれより企業再建整備法等の一部を改正する法律案、これの討論に入りたいと思います。御意見のおありの方はお述べを願いたいと思います。

別に御発言がないようでありますから、討論は終結いたしましたものとして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それでは直ちに採決に移りたいと思います。本法、政府の提案通りで御賛成のお方の御挙手を願いたいと思います。

〔総賛挙手〕

○委員長(黒田英雄君) 全会一致であります。よつて本案は全会一致を以て可決いたしましたに決定いたしました。尙本会議におきます委員長口頭報告の内容は、予め多数意見者の御承認を経なければならんことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとし、御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

〔多数意見者署名〕

○委員長(黒田英雄君) それでは、これにて散会いたします。午後零時十二分散会
出席者は左の通り。

委員長 黒田 英雄君
理事 渡多野 鼎君
伊藤 保平君

委員

木村 禧八郎君
森下 政一君
西川 甚五郎君
尾形 六郎兵衛君
田口 政五郎君
深川 タマエ君
星 一君
小林 米三郎君
小宮 山常吉君
西郷 吉之助君
高橋 龍太郎君
渡邊 甚吉君
中西 功君
大藏事務官
(理財局長) 伊原 隆君

政府委員

大藏事務官
(理財局長)